

# 公立中学校の休日部活動の地域移行

国は、公立中学校の休日部活動について、今年度から段階的に学校単位の活動から地域単位へと移行していく方針を示し、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間としています。千葉県では基本的には国の方針に則り、休日部活動の地域移行を進めていくものとしていますが、市町村に対しては、一律に完了の年限を設けず、地域の実情も考慮しながら進めていくよう支援していくこととしています。

## ◇ 地域移行の目的

公立中学校の休日部活動の地域移行の目的は、

- ① 少子化が進む中、将来にわたり、中学生世代のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を補償すること。
- ② 教員の働き方改革の推進が喫緊の課題である中、部活動の指導は一部の教員にとって大きな業務負担になっており、その軽減を図ること。

## ◇ 千葉県の取組について

### 1 ガイドラインの発出

昨年度末(令和5年3月31日)に、「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を県内の市町村に示しました。今後、各市町村では、このガイドラインに則った、市町村ごとのガイドラインを策定し、各学校に示すこととなります。

内容は、「1 学校部活動」、「2 地域クラブ活動」、「3 学校部活動を地域へ移行するための環境整備」、「4 大会等への参加」、「5 安全に配慮した体制整備」の5章構成となっています。また、運動部、文化部合同の内容となっているのも特徴です。(県教委 HP)

### 2 今後のスケジュールについて

上記の千葉県版ガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」として、具体的な進捗目標を示しました。

- OR5年度⇒市町村で1部活動の地域移行を進める。
- OR6年度⇒各学校で1部活動の地域移行を進める。
- OR7年度⇒各学校で複数部活動の地域移行を進めるとともに、市町村に対しては、域内の部活動の完全移行までの計画を示すよう求める。

(これは県の示す目安であり、市町村の実態を優先)

### 3 千葉県部活動地域移行実行委員会の運営

千葉県では昨年度から「千葉県部活動地域移行実行委員会」を開催し、地域移行に係る県としての方向性や各団体等の情報共有をすることで、休日部活動の地域移行を進めています。(メンバーは、千葉県スポーツ協会、千葉県スポーツ推進委員連合会、千葉県スポーツ少年団、千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、千葉県小中学校体育連盟、生涯スポーツ振興課、競技スポーツ振興課、文化振興課、学習指導課、保健体育課等)

### 4 総括コーディネーターの配置

今年度から、運動部担当として、各教育事務所に1人ずつ、また、文化部担当として、教育庁学習指導課内に1人(予定)の総括コーディネーターを配置。担当市町村の進捗の管理や協議会設立等についての相談業務にあたり、市町村の支援をしています。

### 5 人材バンクの設置

地域移行に関しては、人材の確保が大きな課題であることから、広域で活用できる人材バンクの設置を予定しています。今後、指導者登録が始まりますので、先生方も指導に携わりたい方は、登録をお願いします。(今後 HP 上で詳細について掲載予定)

### 6 情報発信

これまで、国、県、市町村という行政サイドでの情報共有は、ある程度進みましたが、部活動の主体である生徒の皆さんや、その保護者の皆さん、学校や指導に当たる先生方への情報提供が十分ではありませんでした。今後、ホームページやリーフレット等を活用し、地域移行に関する情報を広く、県民に提供していくとともに、各市町村教委には、地域移行に係る市町村のスケジュールや方向性等を決定し、所管する学校や生徒、保護者の方々に周知するよう依頼していきます。

## ◇ 地域移行に向けたQ&A

### Q1 今後地域移行は、平日にも適用されるのか。

A1 スポーツ庁・文化庁は、平日については「進められる状況があれば進める」というスタンスです。平日については、指導者の確保を含め課題が多いことから、千葉県では、まずは休日について確実に進めていくことを優先しています。(ある程度、休日の目途が立った状況で、国の動向に注視しつつ、平日についても検討していくこととしていますが、改革推進期間中の平日の地域移行を妨げるものではありません。)

### Q2 教員が地域クラブを立ち上げることはできるのか。

A2 できます。ただ、その際、クラブの運営に係る報酬を得ることはできません。クラブの責任者を地域の方(PTA 会長や後援会会長、区長等)にお願いし、自分は指導者として指導に当たることで、報酬を得ることはできます。(兼職・兼業の申請が必要)

### Q3 部活動の地域移行は、学校から部活動を切り離すことが目的か。

A3 地域移行の目的は、①生徒の活動機会の確保、②教員の働き方改革の2点です。生徒や教員にとっての選択肢を増やす一方、指導を希望しない教員が無理に指導にあたらなくてもよい環境を作ることがねらいです。

### Q4 平日と休日で指導者が違う場合、生徒は混乱しないか。

A4 この地域移行は、学校部活動を休日に限り地域の指導者が指導をするということではありません。原則として、学校部活動は平日に実施し、休日は行いません。そこで、休日については、地域クラブ活動が中学生を受け入れて活動するという考え方であり、もともと、学校部活動と地域クラブ活動の活動目的も違うことが想定されます。教員と地域の指導者が連携して情報共有することは、ある程度必要かもしれませんが、指導法を統一する必要はありません。いわば「塾の先生」と「学校の先生」の関係と同じです。同じ教科・単元を教えることがあっても、「塾の先生」と「学校の先生」が必要以上に連携をとり、同じような教え方をすることはありません。地域移行も同じです。

### Q5 休日の指導を望む教員は、どうすればよいのか。

A5 休日に地域クラブ活動で指導者として指導を希望する教員は、その地域クラブ活動に指導者登録をして、学校の設置者(市町村教委)に兼職・兼業の許可をとることで指導に当たることができます。この場合は、指導報酬も得ることができます。また、無報酬のボランティアであれば、基本的には兼職・兼業の許可もいりません。(市町村の規定により、兼職届等を出さなければいけない場合があります。)

### Q6 この地域移行は高等学校にも適用されるのか。

A6 高等学校については、部活動が学校の大きな特色となり、学校の魅力づくりという一面もあることから、一律に地域移行を進めることに適さない学校や部活動もあります。今後、国の動向等を注視しながら、県としての方向性を検討していきます。

### Q7 R8年度以降は、学校部活動はなくなるのか。

A7 令和5年度から7年度までの改革推進期間終了後の令和8年度以降は、地域クラブ活動が一定程度進んでいるものと考えられますが、市町村によっては、様々な理由から、地域クラブ化が進まず、学校部活動が残る場合も考えられます。市町村が計画する、休日部活動の完全移行に向けたプランに沿って進めていくこととなりますが、学校部活動であっても、休日の活動については「部活動指導員」や「クラブチームとの連携」「拠点校部活動」など、教員が指導に当たらなくても済む体制を整備して進めるようガイドラインに示しています。

### Q8 大会の参加についてはどうなるのか。

A8 大会の参加については、学校部活動も地域クラブ活動もどちらも総体に参加できるよう、中体連が専門部ごとに仕組みを考え、今年度(R5)から実施します。しかし、初年度ということもあり、今後様々な課題が出てくることも予想されます。その課題に対応しながら、数年かけてよい仕組みを作っていくこととなります。

この件についてのお問い合わせ先

教育振興部

○(運動部) 保健体育課 電話 043-223-4108

○(文化部) 学習指導課 電話 043-223-4061